（中小企業退職金共済契約等の被共済者の届出等）

第四十三条　個人型年金加入者は、第三十九条第二項第八号イからホまでに掲げる者又は小規模企業共済契約者の資格を取得したとき（第一号加入者となった日前に当該資格を取得していた場合を含む。）又は当該資格を喪失したときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。

一・二　（略）

（第二号加入者の届出）

第四十五条　（略）

２　（略）

３　前二項の届出書には、第三十九条第二項第三号から第七号までに掲げる書類を添付しなければならない。

（個人型年金加入者の被保険者資格の種別変更の届出）

第四十八条　（略）

２・３　（略）

４　第二項の届出書（同項第一号に係るものに限る。）には、第三十九条第二項各号に掲げる書類を添付しなければならない。

第五十条　削除

資格を有するときは、当該資格を取得した年月日を含む。）についての事業主の証明書

(1)　中小企業退職金共済契約等の被共済者

(2)　特定退職金共済契約の被共済者

(3)　退職手当共済契約の被共済職員

(4)　外国保険被保険者等

(5)　申出者が使用される厚生年金適用事業所において実施されている退職手当制度が適用される者

（中小企業退職金共済契約等の被共済者の届出等）

第四十三条　個人型年金加入者は、第三十九条第二項第二号ト(1)から(5)までに掲げる者又は小規模企業共済契約者の資格を取得したとき（第一号加入者となった日前に当該資格を取得していた場合を含む。）又は当該資格を喪失したときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。

一・二　（略）

（第二号加入者の届出）

第四十五条　（略）

２　（略）

３　前二項の届出書には、第三十九条第二項第二号ハからヘまでに掲げる書類を添付しなければならない。

（個人型年金加入者の被保険者資格の種別変更の届出）

第四十八条　（略）

２・３　（略）

４　第二項の届出書（同項第一号に係るものに限る。）には、第三十九条第二項第二号に掲げる書類を添付しなければならない。

（個人型年金加入者の障害基礎年金受給の届出等）

第五十条　個人型年金加入者は、その資格を取得した後に障害基礎年金の支給を受けたときは、障害基礎年金の裁定に係る通知を受けた日から十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。

一　氏名、性別、住所、生年月日及び基礎年金番号

二　障害基礎年金の年金証書の年金コード

２　前項の届出書には、障害基礎年金の年金証書の写しを添付しなければならない。

３　個人型年金加入者は、その資格を取得した後に国民年金法第八十九条第一項第三号の施設に入所したときは、十四日以内に、当該施設の長の証明書を連合会に提出するものとする。

（個人型年金運用指図者の申出）

第五十二条　（略）

２　前項の申出書（同項第二号に係るものに限る。）には、第三十九条第二項各号に掲げる書類を添付しなければならない。

（第二号加入者に係る個人型年金加入者掛金の納付の方法等）

第五十七条　（略）

２　（略）

３　前項の届出書には、第三十九条第二項第二号に掲げる書類を添付しなければならない。

（個人型年金運用指図者の申出）

第五十二条　（略）

２　前項の申出書（同項第二号に係るものに限る。）には、第三十九条第二項第二号イからヘまでに掲げる書類を添付しなければならない。

（第二号加入者に係る個人型年金加入者掛金の納付の方法等）

第五十七条　（略）

２　（略）

３　前項の届出書には、第三十九条第二項第二号ロに掲げる書類を添付しなければならない。

附　則

この省令は、令和三年一月一日から施行する。

○厚生労働省・農林水産省令第三号

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成十年法律第五十九号）第六条第一項、第八条第一項、第十三条及び第二十条第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十八日

厚生労働大臣　田村　憲久

農林水産大臣　野上浩太郎

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法施行規則の一部を改正する省令

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法施行規則（平成十年厚生省・農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「㊞」を削り、備考１を削り、備考２を備考とする。

別記様式第二号から別記様式第四号までの様式中「㊞」を削り、備考１を削り、備考２を備考１とし、備考３を備考２とする。

別記様式第五号及び別記様式第六号中「㊞」を削り、備考１を削り、備考２を備考とする。

別記様式第七号中「㊞」を削り、備考１を削り、備考２を備考１とし、備考３を備考２とする。